

第47号議案

文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程

上記の議案を提出する。

令和5年10月18日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会訓令第二号

教育推進部

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程を次のように定める。

令和五年十月十八日

文京区教育委員会

文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程

(設置)

第一条 文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。）（以下「職員」という。）に対する分限及び懲戒に関する処分の実施について、その適正を期するため、文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 審査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、職員に対する次に掲げる処分について、審査答申する。

- 一 法第二十八条の規定に基づく職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分
- 二 法第二十九条の規定に基づく職員の懲戒処分
- 三 法第二十二条に規定する条件付採用の期間中の職員の意に反する免職の処分

(組織等)

第三条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、教育推進部長、教育推進部教育総務課長及び教育推進部教育指導課長の職にある者をもってそれぞれ充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、事案に係る関係のある課長及び関係者の出席を求め、意見を徴することができる。

(職務及び代理)

第四条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第五条 審査委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第六条 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第七条 委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に参与することができない。

ただし、審査委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第八条 審査委員会の庶務は、教育推進部教育総務課又は教育推進部教育指導課において処理する。